

農業委員会 だより

第8号

令和3年10月

編集・発行
別海町農業委員会
TEL 0153-75-2111
FAX 0153-79-6045
E-mail nougyou@betsukai.jp

目次

農業者年金に加入しませんか.....	2
経営移譲って？どうするの？・農地を相続する方法は？.....	3
令和2年度農業委員会活動報告.....	4
年度別農地移動状況.....	4
農地の賃借料情報の提供について.....	5
農地を耕作目的以外に使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です.....	5
農地の売買・贈与・賃借等をしたいとき、お近くの農業委員へ相談を！.....	5
第24期別海町農業委員・事務局機構図.....	6
編集後記.....	6

農業者年金へ加入しませんか

農業者年金は、年間六十日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者である六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

また、積立方式のため、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする安全な制度となっています。

毎月の保険料は通常加入の場合、月二万円から六万七千円までの範囲で千円毎に設定することができます。この保険料は全額社会保険料控除の対象となり節税効果が期待できます。

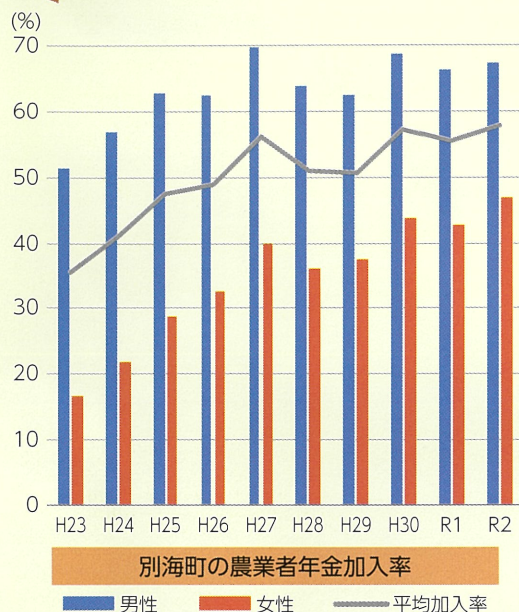
また、若年層の農業者は、政策支援加入によって保険料に国庫補助を受けられることができます。政策加入をすることができるとは、

下図の通りで、この区分では、最長二十年間加入することができます。

政策支援加入の場合の保険料は自己負担額＋国庫補助額（二万円と固定されていますが、通常加入に切り替えれば、いつでも保険料を変更することもできます。国庫補助部分の

女性の皆さまへ あなた自身の年金を!!

女性加入者は、10年前と比べ約3倍の加入率となっています。



年金は、農業経営から引退（経営継承等）をすることによって受給することができます。引退（経営継承等）をする時期に年齢制限はなく、本人の経営に合わせた時期に行っていたことができ

ます。早く加入すれば、その分、保険料を積み立てることができ、将来受給できる年金額も大きくなります。

就農して間もない方や三十九歳以下の方は、国庫補助も受けられる農業者年金に加入してみたいか、加入の申し込みは、別海町農業委員会または農協にお問い合わせください。

《政策支援加入要件》

★次の3つの要件をすべて満たす方が、月額保険料2万円のうち1万円から4千円の国庫補助を受けることができます。

1. 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる（つまり39歳までに加入すること）
2. 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万以下
3. 認定農業者で青色申告者など、次の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の必要な要件のいずれかに該当する

【国庫補助対象者と保険料】

区分	必要な要件	保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
2	認定就農者で青色申告者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	（6千円）	1万6千円	（4千円）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	（6千円）	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円（固定）に対する補助額（割合）です。

※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※農業者年金に認定農業者の要件をもって保険料の国庫補助を受けて加入している被保険者は5年ごとの再認定を忘れずに受けてください。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります）または通常の保険料への変更が必要です。

経営移譲って？どうするの？

Q1 経営移譲とは？

A1 経営移譲とは、農業経営に供している自分名義の農地等の権利を後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転又は設定（期間 10 年以上）して農業経営から引退することです。

経営者の地位を表す諸名義（組勘、農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得に係る納税申告の名義など）の変更も必要です。

Q2 経営移譲するときに農地はどうしたらよい？

A2 経営者への移譲は、所有農地を贈与（所有権移転）するか使用貸借（無償貸し付け）する方法があり、第三者（法人含む）への移譲は、使用貸借・賃貸借・売買（所有権移転）のいずれかが考えられます。農業者年金の加入・受給状況や「農地の生前一括贈与の課税特例（贈与税納税猶予制度）」を適用中の場合など状況によって、その方法の選択肢や移譲先（受け手）が限られる場合もあるので事前にしっかり確認が必要です。また、農業者年金の政策支援（国庫補助）を受け、経営継承により特例付加年金を受給する場合は、農業用施設の処分も必要となります。なお、賃貸借中の農地は合意解約して返すか、後継者等に借り換えすることになります。

Q3 農地を処分する方法はどれを選べばいいの？

A3 後継者への経営移譲の場合は、農業者年金や「農地の生前一括贈与の課税特例」の対象農地であるか否か、相続に係る遺産分割協議の難易度など家族の状況によります。法人を含む第三者の場合もそれぞれに個別の事情があるため一概にどれがよいとはいえませんが、まずは使用貸借で処分し、後年において贈与に切り替えることも考えられます。

（ご相談は農業委員会へ）

Q4 息子が代表で法人を設立しての経営移譲も可能なの？

A4 はい。農業を営むことが目的である法人は第三者と同じ扱いです。ただし、当該法人は農地法の適用を受ける「農地所有適格法人」の要件を満たしていることが必要です。

Q5 先代（祖父等）から経営移譲を受け、農地は使用貸借している。自分（父等）も息子に経営を引き継ぎ引退したいが、先代がまだ経営移譲年金を受給中で問題ないか？

A5 経営移譲年金の受給者の直系卑属であれば農業従事期間や年齢によりますが、農地を適切に処分して経営移譲のうえ手続きを行えば、引き続き先代の経営移譲年金受給継続が可能です。

農地を相続する方法は？

Q6 農地の相続手続きといっても何から始めればいいのか？

A6 農地を相続したら「法務局で相続登記」と「農業委員会への相続届出」の 2 つの手続きが必要です。

農業委員会への届け出には期限があり、「相続を知った時から 10 か月以内」となっているので早めに手続きしましょう。

※手続き等には個別の案件がありますので、まずはお近くの農業委員または農業委員会へご相談ください。

令和2年度活動報告

農業委員会における主な活動は毎月1回開催される農業委員会総会の他に地区推進委員会による①農地の有効利用の推進②地域農業振興対策の推進③担い手の育成対策の推進④農業者年金対策の推進⑤情報活動の推進などの活動がありますが、令和2年度における農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。



【農地法第3条許可申請～103件】

- 当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。この手続きを行わない貸借や所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者か同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

【農地法第4条許可申請～22件】

- 農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。

【農地法第5条許可申請～17件】

- 農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。山砂等の地下資源採取などの一時的に利用する場合が多い。



【現況証明願い～40件】

- 当証明願いのあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

【農用地利用集積計画～312件】

- 農地法3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

【農地移動適正化あっせん事業～39件】

- 農地を売りたい・貸したい所有者と買いたい・借りたい耕作者を結び付け農地の流動化を進める事業です。

【農地法第18条～48件】

- 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に関して農業委員会の許可が必要です。

【その他の証明～53件】

年度別農地移動状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
3条許可	所有権移転	9	132.01	13	242.19	8	86.28	12	309.48	23	550.38
	賃貸借	12	167.14	10	319.14	8	205.94	23	506.11	11	248.66
	使用貸借	29	2,189.48	35	2,053.40	26	2,026.57	24	1,571.45	69	4,546.90
	その他	0	0.00	0	0.00	1	0.16	0	0.00	0	0.00
4条転用許可		17	10.73	25	15.28	22	16.43	28	12.15	22	10.69
5条転用許可		31	42.04	23	32.14	12	13.51	15	13.14	17	17.30
農地利用集積事業	所有権移転	146	2,112.32	108	1,821.21	56	1,272.26	119	2,368.25	150	3,078.33
	利用権設定	189	2,413.15	122	1,977.11	113	2,001.78	142	2,759.66	162	2,892.06

賃借料情報

別海町

令和2年1月から12月までに許可（公示）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料（1ha当たり）は、以下のとおりとなっています。

（牧草畑）

（1ha当たり）

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
別海	22,459円	36,620円	3,484円	31	別海・中西別・上風連・奥行・本別海・走古丹
西春別	30,983円	44,118円	9,090円	16	西春別・泉川・矢臼別
中春別	28,230円	37,000円	20,000円	17	中春別・豊原・美原・床丹・尾岱沼・野付
上春別	27,463円	42,857円	3,000円	23	上春別・本別・大成

※地域区分は、別海町農業委員会推進委員会の各推進委員会担当地区

農地を耕作目的以外に 使用する場合、原則、 農地法の許可が必要です



農地に牛舎を
建築するので、
農地法の手続きについて
相談しにきたよ

以下に当てはまるときは、 まず、農業委員会に相談しましょう

- ☐ 農地に牛舎や農機具格納庫など農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- ☐ 農地に、住宅を建てようとするとき
- ☐ 農地を、地域のイベントなどの臨時駐車場として一時的に利用する場合

農地法の許可なく、
牛舎を建築したら



転用違反

- ▶ 農地は国民のための限られた資源であり、農業生産基盤を守るために農地法があります。農地を利用される方は、農地法も守っていきましょう。
- ▶ 農地法に違反すると、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金））が科される場合があります。

農地の売買・贈与・貸付等をしたとき、お近くの農業委員へ相談を！

- 農地を買いたい・売りたい・農地を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。
- 農地の売買、贈与、貸付等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。
- 農地の売買、貸付等については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳細については農業委員会までお問合せください。（農地の売買に農地法第3条の許可が不要で、売った際に係る譲渡所得について特別控除があるなど、メリットがあります。）

問い合わせ先：別海町農業委員会事務局 農地調整担当

電話 0153 - 75 - 2111 内線 1814 番

第24期 別海町農業委員

(任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで)

【別海推進委員会】										【中春別推進委員会】										【西春別推進委員会】										【上春別推進委員会】									
委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員	委員長	副委員長	推進委員										
山田	齊藤	山崎	藤田	小島	阿部	藤井	押田	林	加藤	芳賀	富山	内藤	伊藤	小野	大内	木幡	及川	市川	中村	竹花	加藤	羽石	石毛	中洞	浦山	信夫	重勝	榮一	小野										
良雄	主夫	茂	浩義	敏	浩	実	賢二	武雄	真純	均	友子	宏幸	一吉	榮一	敏光	誠	哲夫	義晴	繁男	新吉	和広	健一	剛	薫	宏一	重勝	重勝	榮一	小野										
信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫	信夫									

事務局機構図

令和3年4月1日現在

事務局 事務局長 内山 宏

総務担当

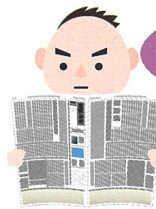
主事 齊藤 一真

主事 佐藤 美稀

主幹 榎木 直人

- ① 農業委員会の総会に関する事。
- ② 農業委員会規則等の制定または改廃に関する事。
- ③ 農業委員会職員の人事服務に関する事。
- ④ 告示等に関する事。
- ⑤ 公印の管守に関する事。
- ⑥ 審査請求、訴訟、陳情に関する事。
- ⑦ 予算の編成及び経理に関する事。
- ⑧ 補助金等の事務に関する事。
- ⑨ 文書及び物品に関する事。
- ⑩ 農業者年金に関する事。
- ⑪ 備品等の維持管理に関する事。
- ⑫ 農業委員会の任命に関する事。
- ⑬ その他農業委員会に関する事。

◆購読料：月額700円(送料・税込み)



全国農業新聞を
購読しよう！

新聞購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
☎ (0153) 75 - 2111

農地調整担当

主任 志渡 正勝

主任 川原 浩貴

主事 佐藤 大樹

主査 山下 真弘

- ① 農用地等の権利移転、使用収益権の設定および転用に関する事。
- ② 農用地等の利用関係のあっせん及び争議防止に関する事。
- ③ 農用地等の売渡、検査及び買(収)戻等に関する事。
- ④ 農用地等の登記事務に関する事。
- ⑤ 国有農地の所管換、所属替及び売却に関する事。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法に関する事。
- ⑦ 農地保有合理化事業に関する事。
- ⑧ 農地所有適格法人関係に関する事。
- ⑨ 現況証明等に関する事。
- ⑩ 農業者関係資金に関する事。
- ⑪ 農用地の贈与税、不動産取得税猶予適格証明願いに関する事。
- ⑫ 農地の調整に関する事。
- ⑬ 農用地等集団化事業に関する事。
- ⑭ 集団化事業の調査啓もう及び情報宣伝に関する事。
- ⑮ 農地中間管理事業に関する事。
- ⑯ 農地台帳に関する事。



編集後記

今年の夏は暑い夏でした。一番草収穫の時期を通じて好天に恵まれ多くの方が良い粗飼料を確保できた事と思います。

一方で、天気良すぎて雨不足を心配する声もありましたが二番草やデントコーンの出来はいかがでしょうか。

また、昨年からコロナ禍によって仕事、生活面で影響を受けている方も多く一日も早く日常に戻れる日が来ることを願うものです。

今号の農業委員会だよりは、農業者年金や経営移譲などについて取り上げています。リタイア後の備えや、経営移譲の際に農地をどう処理していくのが良いのかなど、「これどうなんだろう」と疑問に思うことがあれば地域の農業委員や農業委員会事務局に声をかけていただきたいと思います。



広報委員長
信 夫 重 勝